

岩手県立釜石病院及び大槌病院テナント営業募集要項

岩手県立釜石病院及び大槌病院では、以下のとおり、令和 8 年 3 月からの病院内のテナント営業に関する事業者を募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

岩手県立釜石病院

岩手県立大槌病院

(2) 所在地

岩手県立釜石病院 岩手県釜石市甲子町第 10 地割 483 番地 6

岩手県立大槌病院 岩手県上閉伊郡大槌町小槌第 23 地割字寺野 1－1

(3) 病床数

釜石病院 180 床（4 病棟 60 床、5 病棟 60 床、6 病棟 60 床）

大槌病院 50 床

(4) 建物概要

釜石病院 RC 造 地上 6 階 延べ床面積 15,437.28 m²

大槌病院 RC 造 地上 3 階 延べ床面積 5,352.22 m²

(5) 患者数（令和 6 年度実績）

	釜石病院	大槌病院
1 日当たり平均患者数	129 人	22 人
年間延べ入院患者数	47,246 人	7,968 人
年間新入院患者数	2,859 人	357 人
平均在院日数	15.5 人	21.4 人

(6) 病院に勤務する職員数（令和 7 年 9 月 1 日現在）

釜石病院 325 人（その他委託職員 63 人）

大槌病院 62 人（その他委託職員 12 人）

2 募集するテナント業種名及び事業者数

入院セット提供営業（1 事業者）

3 応募資格

- (1) 令和 7 年 9 月 1 日時点において県内に本社、支社、営業所等を有する事業者が応募できます。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者としてします。
- (3) この公示の日から審査完了の日までの間に、岩手県から指名停止の措置を受けていない者としてします。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であることとしてします。
- (5) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2

条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこととします。

※ なお、病院において事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部へ照会する場合があります。

(6) 国税及び地方税の滞納がない事業者とします。

(7) 入院セット提供営業において、令和7年9月1日現在に、日本国内において1施設あたり40床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）において、1年以上継続して類似業務を運営した実績を有する事業者とします。

4 テナントの場所、面積及び不動産使用料の概算額

(1) 許可面積

入院セット在庫保管場所として、各病棟、中央倉庫及びリネン庫の不動産の使用許可を予定しています。詳細については協議のうえ決定するものとします。

釜石病院（目安）

- | | |
|-----------|---|
| ① 病棟病衣保管庫 | 2.7 m ² （1病棟あたり 0.9 m ² ） |
| ② リネン庫 | 1.2 m ² |
| ③ 中央倉庫 | 12.88 m ² |

大槌病院（目安）

- | | |
|-----------|---------------------|
| ① 病棟病衣保管庫 | 0.9 m ² |
| ② 中央倉庫 | 4.12 m ² |

(2) 不動産使用料（概算）

釜石病院 年間使用料 190 千円（税込）

大槌病院 年間使用料 72 千円（税込）

5 応募書類の提出等

(1) 受付期間

令和7年10月20日（月）から令和7年11月28日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出先

岩手県立釜石病院 総務課管財係

岩手県釜石市甲子町第10地割483番地6

(3) 提出書類

次の書類を各1部提出してください。出店及び営業計画書（様式2）について、記入欄が不足する場合は、任意の様式で提出しても構いません。なお、①②③④⑤⑥⑦の様式については、令和7年10月20日（月）から令和7年11月28日（金）の平日午前8時30分～午後5時の間に釜石病院総務課管財係で受取できるほか、釜石病院のホームページからダウンロードすることもできます。

- ① 出店及び営業申請書（様式1）
- ② 出店及び営業計画書（様式2）
- ③ 事業者提案書（申込受付）（様式3）
- ④ 事業者提案書（院内売店及びリネン業者との連携）（様式4）
- ⑤ 類似業務の営業実績（様式5）

- ⑥ 入院セット提供営業に係る仕入先一覧（様式6）
- ⑦ 消耗品取扱物品写真一覧（様式7）
- ⑧ 登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- ⑨ 納税証明書

直近1年間の事業年度における発行から3か月以内の納税証明書（※写しでも可とする。）

ア 法人の場合

- ・「県税」（法人県民税及び法人事業税）の納税証明書（県税－様式第111号イ）
- ・「消費税及び地方消費税」の納税証明書（国税－その3又はその3の3）

イ 個人の場合

- ・「県税」（個人事業税）の納税証明書（県税－様式第111号イ）
- ・「消費税及び地方消費税」の納税証明書（国税－その3又はその3の3）

- ⑩ 病衣・タオル類の洗濯業者における医療関連サービスマークの写し
- ⑪ 会社や入院セットサービス概要のパンフレット、カタログ等がある場合は当該パンフレット・カタログ等

(4) 提出方法

応募書類は、提出先まで持参するか郵送してください。郵送の場合は、必ず「配達記録郵便」として、令和7年11月25日（火）までに到着するように送付してください。

持参する場合は、(1)で定める期間内及び時間内に、(2)に定める担当部署へ提出してください。

6 応募に関する留意事項

(1) テナント営業の条件等への同意

テナント営業の内容、方法、条件等を別添の「テナント営業に係る基本条件」及び「テナント営業に係る個別条件」により確認し同意のうえで応募してください。

(2) 失効又は無効

次のいずれかに該当する場合は、申込が失効又は無効になります。

- ① 受付期間を過ぎて応募書類が提出されたとき。
- ② 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④ 本募集要項に違反すると認められるとき。
- ⑤ 応募資格を有していないことが判明したとき。
- ⑥ 応募者による業務履行が困難であると判断されたとき。

(3) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

応募に係る経費は、応募者の負担とします。

(5) その他

- ① 応募書類を受理した後の書類の書換え又は訂正等は認めません。
- ② 提出した応募書類は返還しません。

なお、これらの書類については、今回の事業者選定の目的以外には使用しません。

7 選考方法等

(1) 事業者の選考

岩手県立釜石病院及び岩手県立大槌病院におけるテナント選考委員会において応募書類を審査し、選考基準により評点のうえ、最も高点の事業者を決定します。なお、必要に応じて応募者からヒアリングを行います。

なお、選考内容の公平性を保つため、評点者には審査書類（応募書類）上から応募者を特定できないようにします。（評点者へは、応募者を特定できる部分（写真、ロゴマーク等必要と判断される部分すべて）を黒塗りとした審査書類を配布のうえ審査します。）

(2) 事業者の提案事項

以下の項目については、事業者による提案とし、提案内容をもとに選考基準により評点しますので、提案する場合は、様式3及び4により提案して下さい。

- ① 入院セットにかかる説明、申込等の手続における病院職員の業務負担軽減について、個別に様式3に提案をして下さい。
- ② 入院セット提供業務において、院内売店及び院内で契約しているリネン業者（基準寝具等賃貸借業者、補給・回収及び洗濯業者）から仕入または一部業務を委託する等の連携提案がある場合は様式4に提案をして下さい。

(3) 選考基準

別紙のとおり

8 選考結果の発表

令和7年12月中旬（予定）に、応募者全員に通知するとともに、釜石病院のホームページ及び病院内掲示板に掲示します。

9 その他

- (1) テナント募集説明会を次の日程で開催するので、応募を希望する事業者は参加してください。

日時 令和7年11月5日（水） 11時～12時

会場 釜石病院2階大会議室

- (2) テナント募集説明会以後に疑義が生じた場合は、令和7年11月6日（木）から令和7年11月13日（木）までの平日午前8時30分～午後5時の間に、文書により照会してください。照会方法については、「質問書」に記入のうえ、末尾に記載の照会先まで、持参、郵送・電子メール又はFAXにより提出してください。その他の方法での質問は受け付けません。

なお、持参以外の方法による提出の場合は、電話で担当に到着を確認してください。

また、質問事項及びその回答内容については、令和7年11月18日（火）までに釜石病院のホームページ及び掲示板に掲示します。

（照会先）

岩手県立釜石病院総務課管財係 担当：田村

〒026-8550 岩手県釜石市甲子町第10地割483番地6

電話 0193-25-2011（代表） F A X 0193-23-9479

メールアドレス EA1003@pref.iwate.jp

(別紙) 選考基準

No.	評価項目	配点
1	運営方針	10
2	事業計画	10
3	価格設定	20
4	受託手数料	10
5	衛生面及び安全面の確保	10
6	運営体制	10
7	従業員の接遇等教育方針	10
8	苦情対応	10
9	その他提案等	10
10	営業実績及び財務状況	10
11	地域要件	30
12	申込受付にかかる業務負担軽減	10
13	院内売店との連携	20
14	院内リネン業者との連携	20
	合計	190